

鹿折中学校 部活動に係る活動方針 2019

平成31年2月

1 部活動の目的

- (1) 学校教育目標「自ら未来を見据え、心豊かに、力強く、学び続ける生徒の育成」の具現化を図る教育活動の一環として実施します。(学校教育目標へのアプローチ)
- (2) 集団の目的を追求する中で、自主、努力、忍耐、協調、礼儀、友情等を授業や行事とは違った場で体験・学習し、個々の心身の健全な発達を促します。(個人としての成長)
- (3) 体育的活動や文化的活動をとおして、体力や気力、技能や創造性を磨き、社会性や人間関係を育み、望ましい集団をつくり、学校生活の充実を促します。(集団としての成長)

2 基本的な考え方

- (1) 部活動は、生徒が自分の希望で入部し、3年間、自主的に取り組む課外活動と考えます。
- (2) 国や県・市の示すガイドラインや地区内の申し合せ事項に従い、学校が主体的・計画的に運営します。教員は顧問としてかわり、保護者にもご理解とご協力をいただきます。
- (3) 学校規模(生徒数・顧問数)に相応しい部活動体制にします。
- (4) 日常の部活動を充実させ、大会等でも活躍できる部活動を目指します。また、生徒の人間性や気力・体力等の向上を同時に目指します。
- (5) 個人戦だけの参加や他校との合同部活動も認めます。
- (6) 文化部はできるだけ設置します。
- (7) 陸上・水泳・駅伝等は、特設部として臨時的に取り組ませます。

3 実施方針

- (1) 生徒全員がいずれかの部活動に所属し、原則として3年間活動します。(全員加入制)
- (2) 法令上は教育課程外の生徒の自主活動ですが、これを学校の正規の教育活動として捉え、学校は本方針に基づいて、各部ごとの活動計画を作成して部活動を実施します。
- (3) 各部の活動に際して、活動の安全を常に求め、適切な方法と時間で指導します。また、各部の顧問は校長等の指導を受けて部員を指導し、その内容を報告します。
- (4) 各部の部長や顧問は、保護者に活動計画を説明し、理解と協力を常に得ることとします。また、月ごとの活動予定を前月20日頃に生徒や保護者に示します。変更はできるだけ早期に連絡することとします。なお、各ガイドライン等に基づいて活動するものとします。
- (5) 部員は顧問の指導や助言を聞き、ルールを守って活動し、学業や諸活動との両立を図ります。運動部は中総体の終了をもって、文化部は文化祭の終了をもって活動終了とします。
- (6) 各部の関係者は勝利至上主義にならないよう、部のよさや課題を適切に評価して、よりよい部活動の運営を目指します。また、生徒に主体性や責任感をもたせて指導します。
- (7) 各部の関係者は、いかなる場合でも体罰や暴言は許されない行為とらえます。
- (8) 教育相談を行い、転部適当と関係者が判断するときは、手順に従って転部できることとします。なお、部員が少なく活動に支障をきたすときにも、休部として転部を勧めます。
- (9) 学校の教育活動であることから、部活動に係る諸事項は校長が決定します。中体連理事は部活動担当者として、校内外の連絡調整や事務処理等を担当します。

4 具体的な進め方

(1) 設置する部活動(平成31年度当初)

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ・野球部(男女) | ・ソフトボール部(女) | ・サッカー部(男女) |
| ・バスケットボール部(男) | ・バスケットボール部(女) | ・ソフトテニス(女) |
| ・卓球(男) | ・卓球(女) | ・吹奏楽(男女) |

(2) 活動時間

- ① 延長をしない通常の場合(平日)の完全下校時刻 …16:30

② 延長申請をした場合（平日）の完全下校時刻

・ 4 月末まで … 18 : 15	・ 11 月末まで … 16 : 30
・ 5 月末まで … 18 : 15	・ 12 月末まで … 16 : 30
・ 6 月末まで … 18 : 15	・ 1 月末まで … 16 : 30
・ 7 月末まで … 18 : 15	・ 2 月末まで … 17 : 00
・ 9 月末～新人戦まで … 17 : 30	・ 3 月末まで … 17 : 30
・ 新人戦～10月末まで … 16 : 45	

※日照や天候等を考慮して活動時間を変更することがあります。

③ 活動時間の基準と休養日

- ・ 平日の活動時間は、長くても2時間程度、休業日は長くても3時間程度とします。
※「休業日」…土曜日・日曜日や長期休業期間
- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。平日は少なくとも1日を休養日とします。土曜日・日曜日（週末）には、少なくとも1日以上を休養日とします。
- ・ 週末に大会参加等で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・ 朝練習は、原則禁止とします。
- ・ 校長が大会やコンクール等で特別な事情があると認める場合は、放課後に特別延長したり、朝練習したりすることを許可できるものとします。
- ・ 原則として次の場合は部活動を行いません。

ア 入学式、卒業式、終業式、修了式、職員会議、校内研修会、卒業等認定会 公立高校合格発表日、指導主事訪問日
イ テスト前（期末は5日前、中間は3日前、学力診断テストは前日）
ウ 修学旅行、校外学習、運動会、文化祭等の学校行事の前日
エ 生徒の健康管理上の必要があるとき（病気等の流行等）
オ 災害の危険や緊急的な事態のあるとき

④ ハイシーズンの設定

- ・ 目標とする大会等で力を発揮するために、「ハイシーズン」として活動日を増やし、他の時期に休養日を確保することもできます。その際は、「ハイシーズン」が常態化しないよう、年間を通じて休養日の設定を把握し、参加大会等を精査します。

(3) 留意点

- ① 活動時には、教師が立ち会って活動の様子を見守り、指導します。
- ② 活動時には、活動場所に荷物を置かせ管理させます。
- ③ 活動時には時間を守らせ、清掃、整理整頓、戸締まり、消灯等をしっかりさせます。
- ④ 活動の安全に留意させ、服装や礼儀、言葉遣い等をきちんと指導します。
- ⑤ 問題がある場合は、活動を停止して、その改善や反省を促す場合もあります。（部停）
- ⑥ 大会等での選手起用や戦術等については、監督（顧問）の権限とします。

5 その他

- (1) 外部コーチの導入は、市教委等の助言の下に校長が判断し、学校から依頼をします。
- (2) 「保護者の会」を設けることができます。その際には、顧問と連携・協調して活動していただきます。なお、会の事務（集金・会計等）に教職員は従事できません。また、慰労会等の行事は申し合せで行わないことになっています。
- (3) 学校からの連絡は文書や学校メールで行い、顧問の個人携帯やSNS等は使用しません。
- (4) 大会等の輸送費や参加費は「部活動支援金」（PTA会計）から内規に従って支出しますが、限りがあるため、難しいときは保護者に負担をお願いします。
- (5) 社会体育との連携を図りますが、希望者が自主参加する「スポーツ少年団」活動（クラブチーム）と中学校部活動は、目的や性格が異なることを関係者にご理解をいただきます。
- (6) 本方針と異なる場合は、顧問や生徒は、事前に校長に報告して相談することとします。